

内容】

令和3年4月1日現在

7 事業計画の概要

7-1 事業の全体計画

近年の地球環境・資源問題の解決において廃棄物の再資源化、減容化、減量化に積極的に取り組む事が必要不可欠となっております。廃棄物処理業務に携わる当社としましては今日の地球環境における環境保護、資源の枯渇防止等の社会的要請にこたえるため、廃棄物の選別による再資源化、減容化、減量化を目的とした施設の体系的整備が必要であることから、積み替え保管施設の設置、破碎施設の設置を行い処理業務の許可を取得し、再資源化、減容、減量化を行うべく事業をいたします。

7-2 事業の内容

- ① ・産業廃棄物の収集運搬及び中間処理（破碎）
- ② ・土木建築工事の設計、施工及び請負
- ③ ・舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事の設計、施工及び請負
- ④ ・不動産の売買、賃貸及びその仲介
- ⑤ ・飲食店業
- ⑥ ・古物商
- ⑦ ・金属くずの販売
- ⑧ ・前各号に付帯する一切の業務

7-3 処理計画量

1) 産業廃棄物収集運搬業

- | | |
|------------|------------------------|
| ① 廃プラスチック類 | 2,000m ³ /年 |
| ② 木くず | 2,000m ³ /年 |
| ③ 紙くず | 2,000m ³ /年 |
| ④ 繊維くず | 500m ³ /年 |
| ⑤ ゴムくず | 500m ³ /年 |
| ⑥ 金属くず | 2,000m ³ /年 |
| ⑦ ガラスくず | 2,000m ³ /年 |
| ⑧ がれき類 | 2,000m ³ /年 |

2) 産業廃棄物処分業（破碎）

- | | |
|------------|------------------------|
| ① 廃プラスチック類 | 5,000m ³ /年 |
| ② 木くず | 5,000m ³ /年 |
| ③ 紙くず | 5,000m ³ /年 |
| ④ 繊維くず | 500m ³ /年 |
| ⑤ ゴムくず | 500m ³ /年 |
| ⑥ 金属くず | 5,000m ³ /年 |
| ⑦ ガラスくず | 5,000m ³ /年 |
| ⑧ がれき類 | 5,000m ³ /年 |

7-4 具体的な計画

1) 収集運搬業務の具体的な計画

- ・主に大阪府内の建設現場や工場から発生する廃油や汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を除く）を収集し中間処分場へ運搬する。
- ・主に大阪府内建設現場や工場から発生する汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）を収集し中間処分場へ運搬する。
- ・主に大阪府内の工場から発生する廃酸、廃アルカリ、動植物性残さを収集し中間処分場へ運搬する。
- ・主に大阪府内のホームセンターから発生する燃殻を収集し中間処分場へ運搬する。
- ・主に大阪府府内の建設現場や工場から発生する産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く）を収集し中間処分場へ運搬する。
- ・主に大阪府内の建設現場や工場から発生する産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む）を収集し最終処分場へ運搬する。
- ・主に大阪府内の建設現場や工場から発生する産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物）を収集し中間処分場へ運搬する。

(1) 車両ごとの用途

・脱着式コンテナ専用車：廃油（容器入り）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥（容器入り）、廃酸（容器入り）、廃アルカリ（容器入り）、動植物性残渣（容器入り）の運搬

*石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む

・パワーゲート車：廃油（容器入り）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥（容器入り）、廃酸（容器入り）、廃アルカリ（容器入り）、動植物性残渣（容器入り）の運搬

*石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む

・キャブオーバー：廃油（容器入り）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥（容器入り）、廃酸（容器入り）、廃アルカリ（容器入り）、動植物性残渣（容器入り）の運搬

*石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む

(2) 収集運搬業務をおこなう時間

営業日：月～土曜日（8：30～17：30）

休業日：日曜日・祝祭日、年末年始、その他当社が定める休日

2) 処分業務の具体的な計画

・主に大阪府内の建設現場や工場から発生する産業廃棄物を受け入れ中間処理（破碎）をおこなう

(1) 事業の区分：中間処理（破碎）

取り扱う産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類
2. 紙くず
3. 木くず
4. 繊維くず
5. ゴムくず
6. 金属くず
7. ガラスくず
8. がれき類

(2) 事業の用に供するすべての施設

1号破碎機

設置年月日：平成16年1月16日

処理能力：0.3トン/日

2号破碎機

設置年月日：平成18年4月25日

処理能力：4.2トン/日

3号破碎機

設置年月日：平成21年8月22日

処理能力：4.6トン/日

(3) 産業廃棄物の処理工程

①受入れ・保管

②選別

③破碎

④保管

⑤搬出

(4) 処理施設について

選別場所：265.4㎡

搬入物保管場所：237.8㎡

中間処理後物保管場所：240.1㎡

7-5 環境保全措置の概要

1) 収集運搬業務の環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・液状及び泥状物は、ドラム缶・ポリ缶に入れ、密閉して運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混合しないようにし、飛散防止のため荷台にシート掛けを行い運搬する。
- ・水銀使用製品は他の廃棄物と混合しないようにフレキシブルコンテナに入れ、破損の防止のため、緩衝剤にて梱包を行い運搬する。
- ・動植物性残さと燃殻は他の廃棄物と混合しないようにフレキシブルコンテナに入れ、飛散防止のためシート掛けを行い運搬する。
- ・建設系廃棄物は、飛散防止のため荷台にシート掛けを行い運搬する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

- ・飛散防止の為、屋内にて容器に保管します。
- ・他の廃棄物と混合しないように、定められた場所にて保管します。
- ・石綿含有産業廃棄物においては破碎されないよう、容器内にて保管します。
- ・水銀使用製品産業廃棄物においては、破碎及び破損がなきよう、容器を緩衝剤にて養生します。

2) 処分業の環境保全措置の概要

- ・飛散及び流出防止措置
密閉型倉庫の屋内作業のため、飛散・流出はありません
- ・悪臭防止措置
発生するような廃棄物を取り扱いません
- ・騒音振動発生防止措置
低騒音型重機を使用します
コンクリート土間の上に騒音・振動を抑制するためのゴム板を敷設します
- ・外虫等発生防止措置
発生するような廃棄物を取り扱いません
- ・雨水流入防止措置
密閉型倉庫のため、雨水の流入はありません
- ・粉塵等発生防止措置
噴霧器及び散水設備を設置します
- ・地下浸透防止措置
コンクリート舗装を前面に敷設済みですので地下浸透はありません
- ・汚水処理施設
発生なし
- ・火災発生防止措置
場内火気厳禁の徹底及び散水設備及び消火器を設置しております

7-6 その他

なし